

9月号の解答と解説

解答の後に示したパーセンテージは正解率です。

- 1 ④=97% 思想・良心の自由は、それが内心にとどまる限りは、何ら他人の権利・利益と衝突するものではないため、絶対的に保障される。したがって、憲法秩序を根底から否定するような思想を規制することは、それが外部的行為として現れない限り、思想・良心の不当な制約になるため許されない。
- 2 ③=80% 都道府県知事は、都道府県警察の運営について、都道府県公安委員会に対する指揮監督権を有していない。もっとも、都道府県公安委員会の委員の任免権を有しており（警察法39条1項、41条2項～5項）、また地方自治法上の権限として、都道府県警察に関する条例案及び予算案についての議会への提出権も有している（地自法149条1号、2号）。
- 3 ②=88% 既に犯罪の実行を決意している者に対する教唆犯は成立しない。その決意をより一層強める程度の行為については、幫助犯が成立する。
- 4 ⑤=90% 準現行犯逮捕は現行犯逮捕の一種であるから、警察官のほか、一般私人であっても令状なしに行うことができる（刑訴法212条2項、213条）。なお、一般私人が準現行犯逮捕をした場合は、現行犯逮捕の場合と同様に、直ちに検察官又は司法警察職員に引き渡さなければならない（刑訴法214条）。
- 5 ①=93% 職務遂行上の行為のほか、私生活上の行為、管理監督上の行為について規律違反があった場合にも、懲戒処分の対象となる。
- 6 ③=99% 少年は、心身共に成長期にあり、精神的にも肉体的にも未成熟であり、その行動は環境に影響されやすい。このような少年の特徴を理解せずに接すると、かえって少年の心情を害し、処遇の効果が上がらないこともある。
- 7 ⑤=95% 幼少者は正直である一方で、暗示にかかりやすい傾向にある。参考人の事情聴取に当たっては、このような傾向を踏まえて行うことが重要である。
- 8 ④=100% 車両の進路上に立ち塞がるなど、身を挺して行う停止行為については、絶対に行ってはならない。運転者の中には、捕まりたくないという気持ちから、強引に逃げようとする者がいることを念頭に置く必要がある。
- 9 ②=98% 警衛実施中に一般事件事故の発生を認知した場合には、警衛を理由にこれを放置することなく、必要な措置を講じなければならない。特に急を要する人命救助事案等については、これを最優先としなければならない。また、緊急自動車については、自動車お列を徐行又は一時停止させることなどにより、その優先通行を確保しなければならない。
- 10 ①=98% 再生可能エネルギーとは、石油、石炭、天然ガス等の有限な資源である化石エネルギーとは違い、エネルギー源として自然界に常に存在し、永続的に利用できるエネルギーのことをいう。